

すごとに1を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第32条 情緒障害児短期治療施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第91条第1項の規則で定める者は、省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第91条第1項第4号の規則で定める者は、第6条第2項各号に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第91条第2項の規則で定める者は、省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

第12章 児童自立支援施設

(設備)

第33条 条例第94条第2項において準用する条例第56条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童の居室 次に定める基準

ア 1室の定員は4人以下とし、その床面積は1人当たり4.95平方メートル以上とすること。

イ 男子と女子の居室は、別にする事。

(2) 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第34条 条例第95条第3項の規定により定める職員の員数の基準は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数について、入所する児童が5人を超える場合にあっては、1に児童がおおむね4.5人を超えて4.5人増すごとに1を加えて得た数以上とする。

(長の資格要件等)

第35条 条例第96条第1項の規則で定める研修は、省令第81条第1項に規定する研修又はこれに相当する研修とする。

2 条例第96条第1項第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 児童自立支援事業に5年(省令第81条第1項に規定する養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあっては、3年)以上従事した者

(2) 条例第96条第1項第1号若しくは第2号又は前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年(前号の講習の課程を修了した者にあっては、3年)以上であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童自立支援専門員の資格要件)

第36条 条例第97条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第82条第3号に規定する学校その他の養成施設を卒業し

た者

(2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの

(3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの

(4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの

(5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの

(6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第82条第7号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が5年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

(児童生活支援員の資格要件)

第37条 条例第98条第3号に規定する規則で定める者は、3年以上児童自立支援事業に従事した者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

2 認定こども園の認定の要件に関する条例第3条第2項に定める要件を満たす運営を行うために、設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設(就学前保育等推進法第3条第3項に規定する幼保連携施設をいう。附則第6項において同じ。)を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(次項において「特例幼保連携保育所」という。)に関する保育室又は遊戯室及び屋外遊技場の基準は、同条例別表の第2の2から6まで、9及び10に定めるところによる。

3 特例幼保連携保育所であって、認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の(3)から(5)までに定める基準の数の保

育士を確保することが困難であるものに対する当該基準の適用については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状を有する当該特例幼保連携保育所に係る幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。

5 前項の承認の有効期間は、当分の間、同項の規定にかかわらず、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、6年とすることができる。

6 附則第2項から前項までの規定は、認定こども園の認定の要件に関する条例第3条第2項に定める要件を満たす運営を行うために、設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成する幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第3項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（経過措置）

7 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。附則第11項において「改正法」という。）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされた施設に対する第8条、第19条及び第33条の規定の適用については、当分の間、第8条第2号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき2.47平方メートル」と、第19条第1号のア中「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル」と、第33条第1号のア中「4.95平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル」とする。

8 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（前項に規定する施設を除く。）に対する第4条、第8条、第19条及び第33条の規定の適用については、第4条第1号及び第3号中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「幼児1人につき1.65平方メートル」と、第8条第1号中「こと」とあるのは「こと。ただし、共同の調理設備、浴室又は便所を設ける場合は、母子室にこれらを設けないことができる」と、同条第2号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、第19条第1号のア中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、第33条第1号のア中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

9 この規則の施行の日（附則第15項において「施行日」という。）において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令第1条による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。附則第12項において「旧基準」という。）第21条第4項の規定により看護師に代えて乳児院に勤務している者は、当該乳児院に引き続き勤務する場合に限り、看護師とみなすことができる。

10 乳児6人以上を入所させる保育所については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。

11 改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされた施設に対する第20条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「児童指導員及び保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士及び看護師」とする。

12 平成10年4月1日において旧基準第81条から第83条までの規定に該当する者については、それぞれ児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員となる資格を有する者とみなす。

13 平成10年4月1日前に児童の教護事業に従事した者については、当該従事した期間を児童自立支援事業に従事した期間とみなして第35条第2項、第36条又は第37条の規定を適用する。

14 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までの規定により児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者は、これらの者となる資格を有するものとみなす。

15 施行日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第5条の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に家庭支援専門相談員として勤務している者は、これらの施設に引き続き勤務する場合に限り、家庭支援専門相談員とみなすことができる。

こども・家庭課

母子保健法施行細則を廃止する規則をここに公布します。
平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

母子保健法施行細則を廃止する規則

母子保健法施行細則（昭和41年長野県規則第14号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第42条の規定による改正前の母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付の申請及びそれに要する費用の徴収については、なお従前の例による。

こども・家庭課

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水資源保全地域の指定の申出)

第2条 条例第9条第1項の規定による申出は、水資源保全地域指定申出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 指定を申し出る区域及び水源の位置を明らかにした地形図
- (2) 指定を申し出る区域の土地の利用状況を明らかにした概況図及び天然色写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

(水資源保全地域の指定の要請)

第3条 条例第9条第2項第1号の規定による要請は、水資源保全地域指定要請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の要請書について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第2号中「申し出る」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

(水資源保全地域の指定等の案の公告)

第4条 条例第9条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 水資源保全地域の区域
- (3) 水資源保全地域の指定、指定の解除又はその区域の変更の案の縦覧場所
(使用及び収益を目的とする権利)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、土地に関する地上権及び賃借権とする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第6条 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、当該契約に係る土地の地目及び利用の現況とする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、水資源保全地域土地売買等届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした図面

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の変更等の届出)

第7条 条例第10条第3項の規定による変更の届出は、水資源保全地域土地売買等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による中止の届出は、水資源保全地域土地売買等中止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第8条 条例第10条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土地に関する権利の移転又は設定をする契約の相手方が別表に掲げる公共の団体である場合
- (2) 契約の相手方が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業を実施するために当該契約に係る土地を使用する場合であって、当該土地の賃借期間が1年以内のとき又は当該土地の賃借面積が10平方メートル以内であるとき。
- (3) 土地収用法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項第13号に掲げる場合を含む。）

(届出情報の公開事項等)

第9条 条例第11条の規定による届出の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 水資源保全地域の名称
- (2) 当該届出に係る契約を締結しようとする年月日
- (3) 当該届出に係る土地の面積
- (4) 当該届出に係る土地の利用目的

2 条例第11条の規定による条例第10条第1項又は第3項の届出に係る縦覧は、当該届出に係る届出書及び第6条第3項第1号の地形図について、当該届出に係る水資源保全地域を管轄する地方事務所において行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第13条第4項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(契約の締結の予定がない場合の届出)

第11条 条例第16条第1項第4号の規則で定める事項は、当該届出に係る土地の地目及び利用の現況とする。

2 条例第16条第1項の規定による届出は、水資源保全地域土地売買等希望届出書(様式第6号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 土地及びその付近の状況を明らかにした図面

(書類の経由)

第12条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する書類は、届出等に係る区域を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表)(第8条関係)

独立行政法人都市再生機構 独立行政法人水資源機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 長野県住宅供給公社 長野県道路公社 土地開発公社

(様式第1号)(第2条、第3条関係)

水資源保全地域指定申出書(要請書)

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第1項(第9条第2項第1号)の規定により、下記のとおり水資源保全地域の指定を申し出ます(要請します)。

記

1 地域の概要

- (1) 地域名及び位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
 - ア 地形
 - イ 地質
 - ウ 植生
 - エ 水系
 - オ 年間降水量
- (4) 土地利用の状況

2 水源の概要

- (1) 水源の名称
- (2) 水源の種別
- (3) 水源の用途
- (4) 取水施設の設置者
- (5) 取水量
- (6) 取水施設の位置
- (7) 給水区域、給水人口及び給水量
- (8) 取水開始年月日
- (9) その他

3 指定を申し出る(要請する)理由

(様式第2号)(第6条関係)

水資源保全地域土地売買等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約の締結に関する事項

契約の相手方(譲受人)	住所			
	氏名			
	電話			
	業種(職種)	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他()		
契約締結予定年月日	年 月 日			
契約に係る土地に関する権利の種別	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他() の <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定			
契約に係る土地に関する権利の内容	移転又は設定の態様			
	地上権又は賃借権の場合	存続期間		
		残存期間		

2 土地に関する事項

番号	登記簿上の土地の所在	地目		面積(m ²)	
		登記簿	現況	登記簿	実測
1					
2					
3					
合計	筆	—	—	計	計
土地利用の現況					
権利の移転又は設定後における土地の利用目的		<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる() <input type="checkbox"/> 未定			
		取水の有無	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「契約の相手方(譲受人)」欄及び「契約に係る土地に関する権利の種別」欄は、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的に記入すること。

3 「移転又は設定の態様」欄は、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。

4 「登記簿上の土地の所在」欄は、番号に対応して1筆の土地ごとに記載すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、同欄に別紙のとおりと記載の上、別紙を添付すること。

5 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。

6 「土地利用の現況」欄は、主たる現況を具体的に記載すること。

7 「権利の移転又は設定後における土地の利用目的」欄は、該当する□内にレ印を記入し、現在の土地利用と異なる場合にあっては、()内に用途、規模等当該土地の利用目的を、取水の有の場合にあっては、()内に用途、規模等当該土地に係る取水の状況を可能な限り詳細に記載すること。

(様式第3号)(第7条関係)

水資源保全地域土地売買等変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地売買等の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項		
変更内容	変更前	変更後

(備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 必要に応じ、水資源保全地域土地売買等届出書に添付した図面を修正したものを再度添付すること。

(様式第4号)(第7条関係)

水資源保全地域土地売買等中止届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土地売買等の届出年月日	年 月 日
中止の理由	

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第5号)(第10条関係)

	第 号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例第13条第4項 の規定による立入検査をする職員の身分証明書	
所 属 職名及び氏名	
	年 月 日交付
	長野県知事 ㊟

(様式第6号)(第11条関係)

水資源保全地域土地売買等希望届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約の締結に関する事項

契約に係る土地に関する権利の種別	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 () の <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定		
契約に係る土地に関する権利の内容	移転又は設定の態様		
	地上権又は賃借権の場合	存続期間	
		残存期間	

2 土地に関する事項

番号	登記簿上の土地の所在	地目		面積 (㎡)	
		登記簿	現況	登記簿	実測
1					
2					
3					
合計	筆	—	—	計	計
土地利用の現況					

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「契約に係る土地に関する権利の種別」欄は、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的に記入すること。

3 「移転又は設定の態様」欄は、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。

4 「登記簿上の土地の所在」欄は、番号に対応して1筆の土地ごとに記載すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、同欄に別紙のとおりと記載の上、別紙を添付すること。

5 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。

6 「土地利用の現況」欄は、主たる現況を具体的に記載すること。

水大気環境課

職業能力開発促進法施行条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

職業能力開発促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職業能力開発促進法施行条例(平成24年長野県条例第78号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第2条 普通課程の普通職業訓練に係る条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、その基準は、当該各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練の対象者 次に定める基準

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)であること。

イ 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。

(2) 教科 その科目が将来職業に必要なであり、かつ、多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練期間 中学校卒業等を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業等を対象とする場合にあっては2年以上4年以下、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

(4) 訓練時間 次に定める基準

ア 1年につきおおむね1,400時間とすること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。

イ 教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が、中学校卒業等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(6) 訓練生(訓練を受ける者をいう。以下この項及び第4条第1項において同じ。)の数 訓練を行う単位につき50人以下であること。

(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度

及び指導の難易に応じた適切な数であること。

(8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最後の試験は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 前項に定める基準のほか、知事が定める訓練科に係る普通課程の普通職業訓練に係る基準は、知事が定める基準とする。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第3条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、その基準は、当該各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練の対象者 中学校卒業等であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能(高度な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能、これに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年)以下の適切な期間であること。

(4) 訓練時間 総訓練時間が12時間(知事が定める訓練科に係る短期課程の普通職業訓練にあっては、10時間)以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 前項に定める基準のほか、知事が定める訓練科に係る短期課程の普通職業訓練に係る基準は、知事が定める基準とする。

(専門課程の高度職業訓練の基準)

第4条 専門課程の高度職業訓練に係る条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、その基準は、当該各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練の対象者 高等学校卒業等であること。

(2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能、これに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

(4) 訓練時間 次に定める基準

ア 1年につきおおむね1,400時間であること。

イ 総訓練時間が2,800時間以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(6) 訓練生の数 訓練を行う単位につき40人以下であること。

(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1名以上配置するものであること。

ア 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第48条の2第2項第1号若しくは第

2号に該当する者又は同項第3号に該当する者であって研究上の能力若しくは教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在籍し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ウ 省令第12条第1項第7号のハに規定する厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であって、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

(8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 前項に定める基準のほか、知事が定める訓練科に係る専門課程の高度職業訓練に係る基準は、知事が定める基準とする。

(専門短期課程の高度職業訓練の基準)

第5条 専門短期課程の高度職業訓練に係る条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、その基準は、当該各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能、これに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年)以下の適切な期間であること。

(4) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第6条 条例第5条第1項の規則で定める者は、省令第48条の3各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員試験において省令第46条の規定により学科試験のうち指導方法の免除を受けることができる者以外の者)にあっては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第7条 条例第5条第2項の規則で定める者は、省令第48条の2第2項各号のいずれかに該当する者とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人材育成課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県公安委員会委員長 榎 山 宏

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

階級等別 区 分	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	73 ^人	115 ^人	356 ^人	257 ^人	150 ^人	951 ^人	280 ^人	1,231 ^人
長野県警察学校	2	3	12	1		18	4	22
警 察 署	45	134	621	765	752	2,317	165	2,482
初 任 科 生					150	150		150
合 計	120	252	989	1,023	1,052	3,436	449	3,885

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

警 務 課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

長野県公安委員会規則第3号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例(平成25年長野県条例第25号。以下この条及び次条において「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(信号機)

第2条 移動等円滑化(条例本則に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。)のために必要な信号機に関する基準は、次に掲げる信号機であること又は当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下この条において「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識)

第3条 移動等円滑化のために必要な道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示)

第4条 移動等円滑化のために必要な道路標示に関する基準は、次の各号に掲げるいずれかの道路標示であることとする。

(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの
附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

交通規制課